

十五 第44条の3《特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p>第44条の3《特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却》関係</p>
(廃止)	<p>(特定事業の範囲)</p> <p>44の3-1 法人が措置法第44条の3第1項に規定する特定事業集積促進地域(以下44の3-3までにおいて「特定事業集積促進地域」という。)内において行う事業が同項に規定する特定事業(以下44の3-3までにおいて「特定事業」という。)に該当するかどうかは、当該特定事業集積促進地域内にある事業所ごとに判定する。</p>
(廃止)	<p>(事業の判定)</p> <p>44の3-2 法人の営む事業が特定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p> <p>(注) 措置法令第28条の6第2項の表の第1号に規定する「エンジニアリング業」については、日本標準産業分類の「大分類Lサービス業」の「中分類84専門サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「8499他に分類されない専門サービス業」に属するエンジニアリング業が該当する。</p>
(廃止)	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44の3-3 法人が、自己の下請業者で特定事業集積促進地域内において特定事業(措置法令第28条の6第2項の表の第3号の上欄に掲げる自然科学研究所に属する事業を除く。以下44の3-3において同じ。)を営む者に対し、当該事業の用に供する同項の表の各号の下欄に掲げる減価償却資産を貸し付け</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>ている場合において、当該減価償却資産が専ら当該法人の行う特定事業に係るサービスの提供等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている減価償却資産は当該法人の営む特定事業の用に供したもとして取り扱う。</p> <p>(注) 自然科学研究所に属する事業を営む法人は、貸付けの用に供した減価償却資産につき措置法第44条の3の規定の適用を受けることができないことに留意する。</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>44の3-4 昭和63年6月18日付大蔵省告示第94号の別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</p> <p>(事務所用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>44の3-5 措置法令第28条の6第2項の表の第2号又は第3号の下欄に規定する事務所用、作業場用又は研究所用(以下44の3-7までにおいて「事務所用等」という。)の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。</p> <p>(1) 事務所、作業場又は研究所の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので事務所用等の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</p> <p>(2) 事務所、作業場又は研究所において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</p> <p>(注) 倉庫用の建物は、事務所用等の建物に該当しない。</p>

(廃止)

(特別償却の対象となる建物の附属設備)

44の3-6 措置法令第28条の6第2項の表の第2号及び第3号の下欄に掲げる建物の附属設備は、これらの建物とともに取得等をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(廃止)

(2以上の用途に共用されている建物の判定)

44の3-7 一の建物が事務所用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、事務所用等に供されている部分について措置法第44条の3第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。

- (1) 事務所用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。
- (2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が事務所用等に供されているものとすることができる。

(廃止)

(開発研究の意義)

44の3-8 措置法令第28条の6第2項の表の第3号の下欄に規定する「開発研究」とは、次に掲げる試験研究をいう。

- (1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究
- (2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究
- (3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集
- (4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>(開発研究用資産の意義)</p> <p>44の3-9 措置法令第28条の6第2項の表の第3号の下欄に規定する開発研究の用に供されるものとは、主として開発研究のために使用されるものをいうのであるから、他の目的のために使用されているもので必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。この場合、主として開発研究のために使用されているものであるかどうかは、その使用状況、取得目的、設置場所及び専門的知識をもって開発研究の業務に従事する従業員の状況等を総合的に勘案して判定するものとする。</p>
<p>(廃止)</p>	<p>(開発研究用の機械及び装置等の範囲)</p> <p>44の3-10 措置法令第28条の6第2項の表の第3号の下欄に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品には、主として開発研究の用に供される電子計算機に係る災害又は盗難による事故の発生を防止するために必要なこれらの資産が含まれるものとする。</p>
<p>(廃止)</p>	<p>(圧縮記帳をした特定事業用資産の取得価額)</p> <p>44の3-11 措置法令第28条の6第3項第1号に規定する建物及びその附属設備の取得価額の合計額が2億円以上であるかどうかを判定する場合において、その建物及び附属設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>措置法令第28条の6第3項第2号に規定する機械及び装置又は同項第3号に規定する器具及び備品の取得価額が240万円以上又は100万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</p>

(廃止)

(取得価額の判定単位)

44の3-12 措置法令第28条の6第3項第2号に規定する機械及び装置又は同項第3号に規定する器具及び備品の1台又は1基の取得価額が240万円以上又は100万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 措置法令第28条の6第3項第1号に規定する建物及びその附属設備の取得価額の合計額が2億円以上であるかどうかの判定は、一の計画に基づき取得等をするこれらの資産(同条第1項に規定する期間内に取得等をしたものに限る。)の取得価額の合計額によることに留意する。